

国立大学法人東京外国語大学 第44回経営協議会議事要旨

I. 日 時：平成25年11月14日（木）～11月21日（木）

持ち回りによる書面審議

II. 出席者：樺山委員、川村委員、江口委員、荒川委員、田中委員、坂東委員、藤田委員、
松田委員

立石委員、村上委員、岩崎（務）委員、川口委員、岩崎（稔）委員、三尾委員
伊東委員、金口委員

（以上16名）

III. 議 案

1. 平成25年度学内補正予算について
2. 国家公務員に準拠した給与減額措置について
3. 職員給与規程等の改正について

IV. 配付資料

1. 平成25年度学内補正予算について（案）
2. 国家公務員に準拠した給与減額措置について（案）
3. 給与法の改正及び人事評価制度見直しに伴う関係規則等の一部改正について

V. 議 案

1. 平成25年度学内補正予算について

東京外国語大学予算管理細則第12条及び平成25年度予算編成方針により、予算の補正を行い、効率的な執行を図るため、授業料収入や公開講座収入等自己収入の増と、教員の採用抑制等支出の削減により捻出した財源を、各部局から提出された補正予算要求の内容を精査して再配分することについて、持ち回りによる書面審議を行い、全委員から承認を得た。

2. 国家公務員に準拠した給与減額措置について

平成25年度上半期終了時点の財政状況として、議案1の補正予算により、当面必要となる事業費を措置しても、経費節減等の経営努力により、財源が生じる見込みとなったため、近隣大学の状況並びに、ミッション遂行のため、本学教職員の意欲と一層の士気向上を図る観点を考慮し、今冬の賞与減額措置を見送ることについて、持ち回りによる書面審議を行い、全委員から承認を得た。

3. 職員給与規程等の改正について

人事院勧告に基づき、国家公務員の給与について、55 歳を超える職員の昇級は、その者の勤務成績が徳の良好な場合に限り行い、標準の勤務成績では昇給停止とすることが閣議決定され、平成 26 年 1 月 1 日から施行されることとなったことを受け、国立大学法人として本学でも同様の措置を講ずるため、職員給与規程など関係規程等の改正を行うことについて、持ち回りによる書面審議を行い、全委員から承認を得た。

以 上